

答申第1号
令和7年11月13日

十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿 様

十勝圏複合事務組合情報審査会
会長 佐々木 涼太

帯広市情報公開条例第19条（準用）の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月9日付け十複く第49-1号で諮問のあった下記の件について、次のとおり答申します。

記

令和6年5月22日付け十複く第87号公文書一部開示決定処分に係る審査請求

答　申

第1 審査会の結論

十勝圏複合事務組合長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、令和6年5月8日受付の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する、同年5月22日付け公文書一部開示決定処分（十勝圏複合事務組合第87号。以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

1 令和6年5月8日、審査請求人は、実施機関に対し同年5月7日付け情報公開請求を提出し、次の公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（1）開示請求に係る公文書の名称又は内容

平成29年7月28日に新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）が設立された。

ア 検討会議は19市町村の職員で構成しており、特別な地方公共団体である複合事務組合の職務に関わる業務であることから、外部委員の参加はしかるべき手続きを経てから検討会議として設置しなければならない。加えて責任ある場（複合事務組合議会）の承認は必然で、十勝圏複合事務組合（以下「当組合」という。）の事務決裁規程の他に法的な根拠の開示を求める。

イ 検討会議の設置に関する起案書及び決裁者について文書一式の開示を求める。

ウ 同日、第1回の検討会議で規約が制定されたが、規約案に関する起案書及び決裁者について文書一式の開示を求める。

エ 平成30年5月15日の第7回検討会議で規約が改正されたが、規約改正案に関する起案書及び決裁者について文書一式の開示を求める。

オ 規約改正案中、第1条、一般廃棄物中間処理施設整備の基本的な方向性を定めると改正したが、方向性を定めるのは組合議会の権限と思うが、提案前に当組合でどのような合議をもって改正案を提案したのか、改正案に関わった職員並びに会議内容について文書一式の開示を求める。

2 令和6年5月22日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象である公文書が一部不存在であるため、帯広市情報公開条例第11条第1項（準用）の規定に基づき、公文書一部開示決定通知書により、本件処分を行った。

（1）開示文書

イ 起案書（検討会議の設置について）

ウ 同上

エ 起案書（検討会議規約について）

（2）非開示部分の概要

ア 検討会議は19市町村の職員で構成しており、特別な地方公共団体である複合事務組合の職務に関わる業務であることから、外部委員の参加はしかるべき手続きを経てから検討会議として設置しなければならない。加えて責任ある場（複合事務組合議会）の承認は必然で、当組合の事務決裁規程の他に法的な根拠の開示を求める。

オ 規約改正案中、第1条、一般廃棄物中間処理施設整備の基本的な方向性を定めると改正したが、方向性を定めるのは組合議会の権限と思うが、提案前に当組合でどのような合議をもって改正案を提案したのか、改正案に関わった職員並びに会議内容について文書一式の開示を求める。

（3）非開示の理由

ア、オともに公文書不存在

3 令和6年6月6日、審査請求人は、実施機関に同日付け審査請求書を提出し、本件処分の取消しを求めた。

第3 審査請求人の主張

令和6年6月6日付け審査請求、令和7年6月30日付け意見書及び同年9月25日に行われた意見陳述（その際に審査請求人から提出された書類を含む。）による審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 当組合では、検討会議は当組合の内部会議としているが、その根拠は薄い。事務決裁規程など、当組合の条例及び規則に定めのないものは、帯広市の条例及び規則を準用することとなっている。検討会議は、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3に基づき、帯広市の「附属機関等の設置及び運営」の指針により設置された附属機関であるが、設置については、事務局長の決裁までの起案書のみで、必要な協議、調整を行わず、検討会議の設置や規約制定を組合議会の審議に付さず、事業を推進したことには重い責任がある。

検討会議規約の改正についても、起案書と決裁に関わった職員の決裁印はあるが、決定に至る経緯で正規の手続きを経て行ったのか公文書不存在は看過できない。提案に至るまでの文書一式の開示を求める。

第4 実施機関の説明

令和7年1月17日付け弁明書、同年7月14日付け意見書及び同年9月25日に行われた事実の陳述による、実施機関の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 検討会議の位置づけについて

検討会議は、新中間処理施設整備について、構成市町村の意向等の確認を主たる目的に、構成市町村のごみ担当課長等の職員で構成された会議であり、地方自治法に基づく附属機関ではなく、組合組織内部の会議と考えている。なお、帯広市の「附属機関等の設置及び運営について」は、帯広市内部の考え方（指針）を示した通知のため、当組合では準用していない。

令和6年度の情報審査会でも検討会議の位置づけについて同様の説明をしており、その際はこれらの点に特段不合理な点は見出しきれどもできなかったとの答申を受けている。

2 上記1の説明のとおり検討会議は組合組織内部の会議と考えていることから、検討会議の設置に関する決裁については、十勝圏複合事務組合運営に関する規則第5条第1項第2号により準用している帯広市事務決裁規程以外に存在しない。

3 検討会議の規約改正については、地方自治法第96条第1項各号に規定する事件に該当しないこと及び同条第2項による条例の定めもないことから、組合議会の議決案件ではない。また、検討会議規約の改正案の起案は、準用している帯広市事務決裁規程により、事務局長決裁にて行っているものであり、改正に関わった職員並びに内部会議の議事録等は起案書以外に存在しない。

第5 審査会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書

審査請求人が実施機関に対して開示を求めている文書は、検討会議設置にかかる当組合の事務決裁規程以外の法的な根拠並びに検討会議規約の改正に関わった職員及び会議内容に関する文書一式（以下「本件対象文書」という。）である。

2 本件対象文書の存否

本件は、実施機関が公文書不存在を理由として一部開示とする本件処分を行ったものである。本件処分が違法又は不当なものといえるかを判断するにあたり、はじめに検討会議の位置づけを整理した後、検討会議規約の改正までの事務処理が適切か検討する。

(1) 検討会議の位置づけについて

実施機関の説明によると、新中間処理施設整備については、組合の構成員である19市町村の意見を踏まえながら共同で事業を進める必要があり、そのために構成市町村の意向等の確認を主たる目的に構成市町村の担当課長等で構成された検討会議を設置した。この検討会議は、性格上、組合組織内部の会議であり、地方自治法上の附属機関には該当しないとしており、令和6年度の情報審査会の説明と同様に考えていることである。この点について、実施機関の説明に特段不合理な点を見出すことはできない。

(2) 検討会議規約改正までの事務処理について

実施機関の説明によると、規約改正は法令に基づく議会の議決事項ではない。改正までの流れとしては、規約の改正案を基に内部打合せ等を行ながら案を修正し、担当者が起案するといった事務処理を行っている。なお、このような打合せでは、都度報告書の作成は行っておらず、メモ等も存在していない。決裁にあたっては、当組合が準用している帯広市事務決裁規程に基づき、事務局長決裁としているとのことである。この点に関しても実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

(3) 結論

以上により、上記の2点について、実施機関の説明に不合理な点は認められず、ほかに実施機関の説明を否定するに足りる特段の事情は認められない。本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明内容には不合理な点が認められないことから、本件処分は妥当であると考える。

第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和7年5月9日	・ 質問実施機関から質問書を受理
令和7年5月19日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
令和7年6月30日	・ 審査請求人から、口頭意見陳述の申立て及び意見書を受理
令和7年7月2日	・ 実施機関に対し、審査請求に係る意見書の提出を依頼
令和7年7月14日	・ 実施機関から審査請求に係る意見書を受理
令和7年9月25日	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議
令和7年11月13日	・ 答申

第8 十勝圏複合事務組合情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
阿部 勝利	
佐々木 涼太	会 長
野原 香織	会長職務代理者
保前 明美	
山口 弘康	